

# 経済産業省所管独立行政法人の改革について

平成22年4月19日

経済産業省

現在政府内で検討中の成長戦略を着実に実行していくためには、我が国が強みを持つ新技術・システム等の国際展開の推進、グリーンイノベーションをはじめとする課題解決型研究開発の強化、国が先頭に立って取り組むべき資源・エネルギーの安定確保などの分野に、これまで以上に政策資源を重点投入することが求められている。

こうした役割の一翼を担っている独立行政法人が、真に果たすべき機能に資源をシフトさせるためにも、ムダを徹底的に削ぎ落とし、事業を大胆に整理していくことが不可欠である。

このような観点から、4月9日にとりまとめた『独立行政法人・公益法人の見直しの「基本」と「3原則」』に基づき、経済産業省所管の11独立行政法人の個別の事業や資産、契約方法等について、一つ一つ検証を行い、別紙のとおり第一弾の改革を行うこととした。

今後、省内及び各法人内における更なる検証を続行するとともに、各方面からの意見等も頂戴し、必要に応じて、更なる改革を行うこととする。

なお、独立行政法人の体制の在り方そのものを問うような改革については、各法人が本来果たすべき機能を損なわないことを前提に、行政刷新会議等による政府全体の独立行政法人の抜本的な見直しの中で、検討することとする。

### 3 原則に基づく独立行政法人改革の主要例

#### ～全 11 独法で 39 項目に及ぶ改革を実施～

#### 1. 事業の大胆な整理

N E D O の研究開発プロジェクトは、N E D O のマネジメント機能が活かされるものへ絞り込み。

N I T E の電気工事士等の講習は、民間に委ねる具体的な方策を検討。

中小機構の高度化事業は、「連鎖化事業」や「経営改革事業」を廃止し、創業、転業など新たな政策ニーズへの対応を強化。

J E T R O の開発途上国の産業育成支援事業については、国際的な合意又は政府レベルの要請に基づくものに特化。

#### 2. カネの流れの明瞭化

公益法人一者、独法一者など少数者に行わせる研究開発プロジェクトは、今年度で N E D O の事業としては原則廃止。

J N E S の一者応札比率(20年度:68%)の低減に取り組み、23年度中に約3割の大幅引下げを目指す。

N E X I の競争性のない随意契約の比率を大幅に低下(20年度:92% 23年度4%程度)。

#### 3. 経営資源のスリム化

N E D O の鉱工業承継業務(184億円)における出資金については、不要額を国庫返納。新エネルギー債務保証業務(20億円)についても新規の引受を停止し、出資金の不要額を国庫返納。

中小機構の中心市街地活性化法の債務保証業務(28億円)は、経過措置を講じた上で、今年度中に廃止。

I P A の情報処理技術者試験業務は、3年以内に運營業務を民間に完全移行し、これに伴い地方支部を全廃。

## 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

新エネルギー・産業技術総合開発機構は、今後、国際競争力強化に資する産学官が結集した高度な研究開発プロジェクトの推進や、スマートグリッドなど新技術・システムの国際展開を後押しする実証事業等の一貫した戦略的取組の強化や、国際的なネットワーク機能の強化にリソースを集中特化することとする。そのため、他の事業の大胆な整理など、以下5点の改革を行う。

- 1．研究開発プロジェクトについては、真にNEDOの専門性が活かされる研究開発プロジェクトへの絞り込みを行う。具体的には、  
研究開発マネジメント機能が活かされない、公益法人一者、独法一者など、少数者によるプロジェクトは、原則、平成22年度をもってNEDOの事業としては廃止する。  
複数者によるプロジェクトであっても、公益法人への支出比率の高いプロジェクトについては、公益法人向け支出を大幅に削減する。  
その他のプロジェクトについても、徹底した評価を行い、継続が必要ないと考えられるものについては、平成22年度で終了させる。
- 2．新エネ・省エネ等の分野において、専門性を有しない単純な普及支援は廃止又は他の民間団体等へ移管する。実証導入事業については、技術開発へのフィードバックにつながる高度な事業に特化する。
- 3．鉱工業承継業務（184億円）及び特定事業活動等促進経過業務（5億円）における政府出資金は、企業への貸付債権や求償権、繰越欠損金等の扱いを財政当局と調整の上、不要額を国庫返納する。
- 4．新エネルギー債務保証業務（20億円）は、新規の引受を停止することとし、出資金については既存の保証契約で必要な額が確定した後に財政当局と調整の上、不要額を国庫返納する。
- 5．石炭関連業務は、石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管を含めて検討する。

## 産業技術総合研究所（産総研）

イノベーションによる課題解決と新たな成長の実現のためには、基礎的な研究と開発的な研究との間をつなぐ橋渡し研究における産業技術総合研究所の果たす役割の重要性がますます高まっており、民間だけでは実施困難な研究開発を、これまで以上に機動的かつ効果的に実施するため、以下5点の改革を行う。

- 1．基礎研究と実用化研究をつなぐ橋渡し研究を一層強化するため、将来的に産業創出の展望が見えないテーマは廃止し、グリーンイノベーション（太陽光発電、次世代自動車、ナノ材料等）やライフイノベーション（創薬・医療支援、介護・福祉ロボット等）等の分野に研究開発を重点化する。
- 2．個々の研究成果について、製品化、省エネルギー等の課題解決、国際規格の制定等のアウトカムに対してどのように寄与し得るかという観点からの外部専門家による評価をこれまで以上に強化し、真に成果を生み出せる研究開発への重点化を推進する。
- 3．産業技術総合研究所を經由して公益法人に丸投げされるような研究開発事業は、産業技術総合研究所の事業としては廃止する。
- 4．産総研の特許生物寄託センターについては、利用者への影響を精査しつつ、業務コストの徹底した見直しをはじめ、抜本的な業務の見直しを行う。また、併せて、産業活動の基盤として維持するためのコスト負担の在り方について検討する。
- 5．契約における一者応札比率が高いこと等を踏まえ、技術の専門家による仕様書の審査の強化等により、一者応札比率を低減するなど、更なる調達改革に積極的に取り組む。

## 製品評価技術基盤機構（NITE）

安全・安心に対する国民のニーズは近年ますます高くなっている。製品評価技術基盤機構が、こうした国民のニーズにしっかりと応えていけるよう、国民生活の安全・安心の確保という本来期待されている業務にリソースを集中するため、事業を大胆に整理することとし、以下3点の改革を行う。

- 1．これまで行ってきた電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習は、民間に委ねる具体的な方策について、過去の閣議決定等との関係を含めて整理した上で、NITEの業務としては廃止する方向で検討する。
- 2．NITEの特許微生物寄託センターについては、利用者への影響を精査しつつ、業務コストの徹底した見直しをはじめ、抜本的な業務の見直しを行う。また、併せて、産業活動の基盤として維持するためのコスト負担の在り方について検討する。
- 3．契約における実質的競争の確保を図るため、新規事業者が参加しやすい環境及び条件の整備を一層進めるとともに、新たに、高額な物品調達等の契約について、一者のみが応札した場合には、第三者で構成する契約監視委員会の意見を踏まえ、入札手続きをやり直す制度を導入する。

## 中小企業基盤整備機構（中小機構）

中小企業を巡る現下の厳しい経済情勢の下、中小企業基盤整備機構に求められるニーズに応え、業務の効果をさらに高めていくため、事業の選択と集中に向けた、以下 8 点の改革を行う。

1. 既存の高度化事業のうち、政策的意義が低下した「連鎖化事業」や「経営改革事業」などを廃止することによって、創業、転業、企業再生及び工場集積維持など中小企業を巡る新たな政策ニーズへの対応を強化する。
2. ファンド出資事業は、創業の促進や企業再生などに有効なリスクマネーの供給を強化するため、中小機構が自ら実施するものに特化し、「地域応援ファンド」は廃止する。
3. 中小企業大学の研修事業については、中小企業者のそれぞれの経営課題や現場実態を踏まえた研修に重点をおくこととし、以下の見直しを行う。  
短期研修については、市場化テストを全校に拡大し、その結果を踏まえて廃止を含めた検討を行う。  
受講料の水準を見直す。特に、中小企業診断士研修について、研修生が中小企業者や中小企業支援担当者ではない場合には、受講料負担を適正水準まで引き上げる。  
コストの高い地方中小企業大学校は、地元との協議の上、その在り方を検討する。
4. 今通常国会で関連法を改正した両共済制度については、加入者保護の観点から財政基盤の維持・強化を図るため、以下の見直しを行う。  
小規模企業共済に係る内外の株式、債券などの委託運用資産の保全のため、委託先機関に対する監視を強化する。  
小規模企業共済に係る毎年度の資産運用の過程と結果について、外部の専門家で構成する「資産運用委員会」の評価を得て、その結果を公表するとともに、加入者に通知する。
5. 地域テストマーケティング事業については、R I N 常設展示場を廃止し、併せてネット活用方式の拡大の検討を行う。
6. 中小企業総合展などの出展事業者の製品や事業内容を日本貿易振興機構が参加する海外の展示会やフェアにつなぎ、両法人が内外の販路開拓や事業展開を連携して行う。
7. 中心市街地活性化法の債務保証（28億円）は、経過措置を講じた上で、今年度中に廃止する。
8. 経過業務である工業団地分譲については、平成25年度までに終了できるよう、資産処分を促進する。また、テクノフロンティア事業（貸工場）については、今年度中に、地元の意向などを踏まえながら、自治体等への移管のための協議を開始する。

## 日本貿易振興機構（JETRO）

日本貿易振興機構は、世界の成長センターであるアジアの成長を我が国の成長につなげるなどにより、我が国の雇用・投資の拡大に寄与する観点から、海外事務所の充実など国内外のネットワークを更に強化し、中小企業等の海外展開、対日投資促進、行政協力（含EPA）及びそのための調査・展示等にリソースを集中しつつ、我が国の経済成長に不可欠な貿易投資の拡大に的確に対応すべく、以下3点の改革を行う。

1. 開発途上国との貿易取引拡大事業については、国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（EPAに基づき相手国に対して行う専門家派遣等産業協力事業、TICAD のフォローアップ等）に特化し、それ以外の事業は原則実施しない。
2. 経営資源のスリム化の観点から、行政刷新会議の事業仕分けで返納することとされた204億円（第三者に預託していた預託金）及び有価証券で保有していた128億円を条件が整い次第国庫に返納する。  
さらに、旧特殊法人時代から引き続き償還される貸付け債権（平成21年度10.5億円、平成23年度7億円）についても国庫返納すべく検討を行う。  
また、ジェトロ会館の在り方について見直しを行う。
3. 展示会や民間から依頼される各国制度調査等で受益者負担が可能なものについては、事業推進の意義を喪失しない限り、その負担を求め、自己収入の一層の拡大を図る。

## 情報処理推進機構（IPA）

情報処理推進機構は、国民生活や経済社会活動の基盤をなす情報システムについて、安全性の確保や、信頼性の向上、これらを支える高度 IT 人材の育成といった公共的な基幹 3 分野にリソースを集中して強化を図ることとし、役割を終えた事業の大胆な整理、業務運営・組織の合理化など、以下 2 点の改革を行う。

- 1．個別企業に対するソフトウェア開発支援業務を全面廃止する。これに伴い、ソフトウェア開発事業部を廃止する。
- 2．情報処理技術者試験業務は、国が行うべき企画・問題作成・合否判定といった企画・管理業務を除き、3 年以内に運営業務を民間に完全移行する。これに伴い、地方支部は全廃する。

## 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）

石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、我が国の資源外交を支える中心的機関として、資源国との緊密な人的・組織的なパイプを構築・強化するとともに、我が国民間企業が資源権益を獲得するためのリスクマネー供給や技術面での支援を行うことが期待されている。国際的な資源獲得競争が激化している中、石油天然ガス・金属鉱物資源機構が、こうした本来期待されている役割に特化するためにも、以下3点の改革を行う。

- 1．資源確保戦略における石油天然ガス・金属鉱物資源機構の役割をより一層明確化し、プロジェクトごとに機動的なオール・ジャパンとしての対応が可能となるよう、関係政府機関や産業界のトップ等との定期的な意見交換の場を充実し、一層連携強化を図る。
- 2．出資・融資案件について、財務の健全性を確保しつつ、我が国企業の資源確保に向けた積極的な支援を実現するため、現状の法人内の専門人材に加えて、今後は新たに、財務・法務等の国内外の外部専門家等の知見も活用し、一層厳格なリスク審査体制を構築する。
- 3．平成20年度に64%であった競争性のない随意契約比率について、国家備蓄基地管理業務を当初の予定を前倒して平成22年度から全10基地において一般競争入札に移行させたことに加え、他の契約についても、権益に係る契約で秘密保持上問題が生ずる等やむを得ない場合を除き、内容の徹底的な見直しを行うことにより、平成24年度までに10%台まで大幅に低下させる。

## 原子力安全基盤機構（JNES）

原子力安全基盤機構は、原子力安全・保安院が行う安全審査、検査、基準策定等に対する支援業務を任務とする機関であり、原子力の安全性に万全を期すための業務をより効果的・効率的に実施するため、以下3点の改革を行う。

- 1．安全審査に係るクロスチェック解析、各種原子力事故情報等の収集・分析等に係るITシステムについて、安全解析やデータベース等に使用するシステムの集約化等によりITインフラの効率性を向上させ、これまでよりもコストを約3割引き下げる。
- 2．安全研究について、外部有識者を活用することにより評価体制を強化し、既存の複数年にわたり実施している事業の政策効果を厳格に再評価するなどして、これまでの研究実績や環境変化を踏まえた研究予算等の柔軟な見直しにより、高経年化対策、廃棄物対策等の必要性の高いものに重点化する。
- 3．競争性のない随意契約比率を更に低減させるとともに、一者応札比率が平成20年度で68%と高いことを踏まえ、契約プロセスへの外部有識者の関与を一層強めること等により、一者応札比率低減に取り組み、平成23年度中に約3割の大幅な引下げを目指す。

## 工業所有権情報・研修館（INPIT）

工業所有権情報・研修館がこれまで達成した特許情報の提供、人材育成等の国民へのサービスの機能・レベルの維持・向上を基本にしつつ、必要最小限の費用で十分な成果を上げ、事業の大胆な整理や競争原理の確保に向けた取組を徹底するため、以下3点の改革を行う。

1．特許流通促進事業については、その目的であった特許流通市場の活性化のための環境整備という点では一定の成果を上げたと判断できるため、現行スキームによる事業は本年度末をもって廃止する。

なお、地方の中小企業の知財活用の促進がますます重要になっている状況に鑑み、より効果的な対策を講ずる必要性があるかどうかについて、他の中小企業政策との連携も視野に、ゼロベースで検討する。

2．特許電子図書館（IPDL）事業については、特許庁新検索システムが稼働すれば、特許庁データベースからリアルタイムで特許情報の提供が可能となることから、その段階でINPITの事業としては廃止する。

3．競争性のない随意契約については、平成21年度までに競争性のある契約へ移行したが、一者応札比率が高いことを踏まえ、真に契約の競争性を確保するため、更なる調達改革に積極的に取り組むこととし、年間30万件に及ぶ特許情報翻訳事業等のように大規模な事業については適正な規模に分割した上での調達に改めるとともに、一般競争入札（総合評価方式）の拡大等を行う。

## 日本貿易保険（NEXI）

国際的な輸出競争が激化し、各国とも国を挙げた輸出支援を強化する中、我が国として成長戦略を強力に展開していくためには、インフラ/システム輸出など国の重点政策分野における日本貿易保険によるリスクテイク機能の重要性はますます高まっている。日本貿易保険が、このような期待に応えて、しっかりと役割を果たしていくためにも、無駄を徹底的に排除していくこととし、以下2点の改革を行う。

- 1 .平成23年度に完了予定であった貿易保険情報システムの基盤更改を平成22年度に前倒しすることなどに伴い、平成20年度に92%であった競争性のない随意契約の比率を平成23年度には4%程度にまで大幅に低下させる。
- 2 .中小企業等の顧客に対するサービス水準を維持することを前提として、地方支店の機能を必要最小限のものに限定する方向で、本年度中に地方支店の規模の適切性について検証を行う。

経済産業研究所は、民間のシンクタンクでは出来ない、政策現場に直結する政策提言を行うことを目的とする法人である。そのため、その成果としての政策提言が、より一層政策形成につながるようなインパクトを持つものとなるよう、以下2点の改革を行うこととする。

- 1．これまで、研究成果の評価は、関係省庁・学者等によるものに止まってきたが、今後は、第三者の目からも政策提言機関としての有効性を検証する。

具体的には、大学、産業界等の外部の専門家からなる委員会を設置し、研究体制及び研究成果の評価を行うこととし、これにより、研究プロジェクトの刷新を行うなど、常に高い水準での研究体制が維持できるようなチェック体制を導入し、国際的にも高く評価されるような政策シンクタンクを目指す。

- 2．現在RIETIが単独で行っているシンポジウム、セミナー、広報誌等による広報活動に加え、シンポジウム等の共催による他機関との連携の促進や、これまで不足していた行政・立法機関や産業界への研究成果の発信など、国民目線に立った分かりやすい情報提供機能を強化する。